

最高裁秘書第2289号

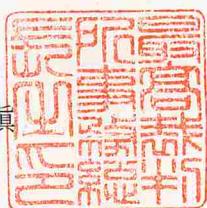
令和2年10月1日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村

慎



司法行政文書開示通知書

令和元年11月27日付け（同月29日受付、第014514号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

最高裁判所事件月表（平成30年12月分）（片面で3枚）

2 開示の実施方法

写しの交付

担当課 秘書課（文書室）電話 03（3264）5652（直通）

# 1. 最高裁判所事件月表(民事)

平成30年12月分

訟廷事務室統計係

事件別	新 受					既 濟					未 濟					1月からの累計	
	大法廷	第一小法廷	第二小法廷	第三小法廷	計	大法廷	第一小法廷	第二小法廷	第三小法廷	計	大法廷	第一小法廷	第二小法廷	第三小法廷	計	新 受	既 濟
総 数		187	144	185	516	16	192	154	196	558		607	515	586	1708	6830	6703
民 事 総 数		160	116	154	430		159	124	152	435		495	431	479	1405	5677	5586
特別上告(テ) うち少額異議		1		1	2		2	3	3	8		1	1	1	3	65	71
(旧法) 上告(オ) (新法) (並行)		50	35	50	135		25	22	38	85		165	124	145	434	1722	1711
上 告 受 理 (受) (並行) (受理決定)		(46)	(30)	(43)	(119)		(23)	(18)	(31)	(72)		(150)	(116)	(131)	(397)	(1512)	(1500)
再審(訴訟)(ヤ)		60	43	59	162		33	27	42	102		208	162	195	565	2104	2064
特別抗告(ク) (並行)		(46)	(30)	(43)	(119)		(24)	(21)	(29)	(74)		(151)	(117)	(134)	(402)	(1512)	(1495)
許可抗告(許)		(2)		(3)	(5)		(2)	(4)		(6)		(4)	(1)	(4)	(9)	(32)	(24)
再審(抗告)(ヤ)		2			2		1		1	2		2	1	1	4	7	5
民 事 雜(マ)		28	20	27	75		35	30	34	99		40	34	36	110	1220	1247
行 政 総 数		13	8	11	32		15	8	6	29		34	35	29	98	204	166
行 政 総 数		27	28	31	86		16	33	30	44		112	84	107	303	1153	1117
特別上告(行テ)																	
(旧法) 上告(行ツ) (新法) (並行)		9	8	8	25		16	7	7	12		27	21	28	76	394	401
上 告 受 理 (行ヒ) (並行) (受理決定)		(8)	(8)	(8)	(24)		(4)	(5)	(10)	(19)		(25)	(21)	(26)	(72)	(322)	(328)
再審(訴訟)(行ナ)		11	9	10	30		7	6	14	27		43	32	41	116	458	464
特別抗告(行ト) (並行)		(8)	(8)	(8)	(24)		(4)	(5)	(10)	(19)		(25)	(21)	(26)	(72)	(322)	(329)
許可抗告(行フ)									(1)	(1)						(8)	(11)
再審(抗告)(行ナ)		5	8	5	18		2	2	1	5		7	9	7	23	129	112
行政 雜(行ニ)		2	2	3	7		14	14	10	38		24	16	19	59	105	93
			1	4	5		3	1	7	11		11	6	11	28	65	46

注 上告(オ)・(行ツ)欄の上段は旧法事件数で、中段は新法事件数で、いずれも外数であり、下段( )数値は、並行申立てのある事件数で内数である。

(平成31.1.18訟統印)

上告受理(受)・(行ヒ)欄の中段( )数値と特別抗告(ク)・(行ト)欄の下段( )数値は、並行申立てのある事件数で内数である。

上告受理(受)・(行ヒ)欄の新受の下段( )数値は、係属事件の内で、当月受理決定のされた事件数であり、既済・未済の下段は、受理決定のあった事件数で内数である。

( )数値は、分配替えがあった事件で新受計・既済計に含まれていない。

## 2. 最高裁判所事件月表(刑事)

平成30年12月分

事件別	新受・既済・未済別 法廷別	新受					既済					未済					1月からの累計			
		大法廷	第一小法廷	第二小法廷	第三小法廷	計	大法廷	第一小法廷	第二小法廷	第三小法廷	計	大法廷	第一小法廷	第二小法廷	第三小法廷	計	新受	既済		
	総数		118	90	108	316		101	92	88	281		(71)	204	(58)	169	(76)	202	(205)	575
訴訟事件	総数	61	45	58	164		43	51	46	140		(71)	177	(58)	141	(76)	168	(205)	486	
	第一審判決に対するもの																	2	2	
	うち裁判員参与																			
	控訴審判決に対するもの	61	45	58	164		43	51	46	140		(71)	177	(58)	141	(76)	168	(205)	486	
	うち裁判員参与	6	1	11	18		2	5	3	10		(17)	19	(11)	12	(25)	28	(53)	59	
	非常上告																			
訴訟事件以外の事件	再審請求		57	45	50	152		58	41	42	141		27	28	34	89	1893	1887		
	上告受理申立て		1	3		4		2			2		2	4	2	8	22	24		
	法廷等の秩序維持に関する法律に基づく特別抗告							1		1	2				1	1	28	28		
	判決訂正申立て														1		1	7	8	
	特別抗告申立て		26	17	21	64		29	15	22	66		10	12	12	34	742	745		
	医療觀察再抗告		1	1		2		1			1		1	2	2	5	34	30		
	費用補償請求																			
	上訴費用補償請求のあったもの																			
	刑事補償請求																			
	訴訟費用免除申立て		1	2	3	6		2	3	2	7		1	1	2	4	116	123		
	刑事難		27	21	25	73		25	20	17	62		13	8	15	36	944	928		
	没収の裁判の取消し上告事件																	1		

## 3. 上告事件の既済区分表

区分	法廷別	大法廷	第一小法廷	第二小法廷	第三小法廷	計											
民事上告	総数	16	34	32	53	135											
	判決	16	1			17											
	決定		32	32	53	117											
	その他		1			1											
民事受理	総数		40	33	56	129											
	判決		2	4	1	7											
	決定		36	29	55	120											
	その他		2			2											
刑事上告	総数		43	2	51	5	46	3	140	10							
	判決				2	1	1		3	1							
	決定		37	2	39	4	36	3	112	9							
	その他		6		10		9		25								

(注1) 刑事に関する掲上数は、すべて人員である。

(注2) 2. 最高裁判所事件月表(刑事)中未済の( )数値は、上告受付時に被告人の身柄が勾留中のもので内数である。

4. 上告既済事件の審理期間表

平成30年12月分

受理年度 審理期間 法廷別	総 数	受理年 度別						審理期 間別							
		30 年	29 年	28 年	27 年	26 年	25 年	2 月 以 内	3 月 以 内	6 月 以 内	1 年 以 内	2 年 以 内	3 年 以 内	5 年 以 内	5年を 超える もの
民事 上告	総数	135	133	2				68	25	18	22	2			
	大法廷	16	16								16				
	第一小法廷	34	33	1				16	7	7	3	1			
	第二小法廷	32	32					20	10	2					
	第三小法廷	53	52	1				32	8	9	3	1			
民事 受理	総数	129	126	3				66	23	26	11	3			
	大法廷														
	第一小法廷	40	40					18	9	8	5				
	第二小法廷	33	31	2				17	7	3	4	2			
	第三小法廷	56	55	1				31	7	15	2	1			
刑事 上告	総数	140	136	2	2			65	55	13	3	2	2		
	うち裁判員関与	10	9		1			1	1	6	1		1		
	大法廷														
	うち裁判員関与														
	第一小法廷	43	43					19	21	2	1				
	うち裁判員関与	2	2					1			1				
	第二小法廷	51	48	1	2			29	11	6	2	1	2		
	うち裁判員関与	5	4		1					4			1		
	第三小法廷	46	45	1				17	23	5		1			
	うち裁判員関与	3	3						1	2					